

教 生 学 第 4 0 1 号

令和3年(2021年)7月21日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く) 様
(各市町村立学校長)
(各市町村立幼稚園及びこども園長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

夏休み期間における河川水難事故防止の普及啓発についての
協力願いについて(通知)

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

例年、学校の夏季休業期間中においては、河川に多くの利用者が集まります。

また、令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、海水浴場等が閉鎖されるなどにより、河川の利用が増え、水難事故件数も増加しました。

つきましては、令和3年も、昨年と同様に河川利用者の増加が想定され、水難事故発生が懸念されることから、各学校においては、別紙の参考資料等を活用し、児童生徒への指導をお願いします。

(生徒指導(学校安全)係)



事務連絡
令和3年7月15日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

夏休み期間における河川水難事故防止の普及啓発についての
協力願い（依頼）

このたび、国土交通省より別添写しのとおり協力依頼がありました。例年、学校の夏休み期間においては、河川に多くの利用者が集まります。特に、令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、海水浴場やプール等が開設を取りやめるケースが多くみられ、身近で利用できる河川の水難事故件数は例年よりも増加しました。

令和3年においても、すでに閉鎖が決定されている箇所もあり、昨年同様に河川利用の増加が想定され、河川における水難事故発生が懸念されます。別紙の参考資料等を活用し、学校における指導の参考にさせていただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111（内線2670）
E-mail：anzen@mext.go.jp



別添

国 水 環 第 4 5 号
令 和 3 年 7 月 9 日

文 部 科 学 省
総 合 教 育 政 策 局
男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課 長 殿

国 土 交 通 省
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
河 川 環 境 課 長
(公 印 省 略)

夏休み期間における河川水難事故防止の普及啓発についての協力願い(依頼)

国土交通省では、河川における水難事故防止啓発の取組を進めており、令和3年においては、「河川水難事故防止の取組実施についての協力願い(依頼)(令和3年4月15日付け水管理・国土保全局河川環境課長通知)」に基づき、貴省にもご協力頂き、学校教育機関への水難事故防止の普及啓発を行って参りました。

例年、学校の夏休み期間においては、河川に多くの利用者が集まります。特に、令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、海水浴場やプール等が開設を取りやめるケースが多くみられ、身近で利用できる河川の水難事故件数は例年よりも増加しました。

令和3年においても、すでに閉鎖が決定されている箇所もあり、昨年同様に河川利用の増加が想定され、河川における水難事故発生が懸念されます。

河川利用は基本的には自由使用であり、河川利用者が安全に河川を利用できるようにするためには、行政からの情報提供等に加えて、河川利用者自らが水難事故の危険性に対する認識を持つとともに、河川利用者が安全に利用できるよう、地域に住む人々が身近な河川の状況を常日頃から注視し、河川利用者の危険回避を促すような地域力の向上も望まれるところです。

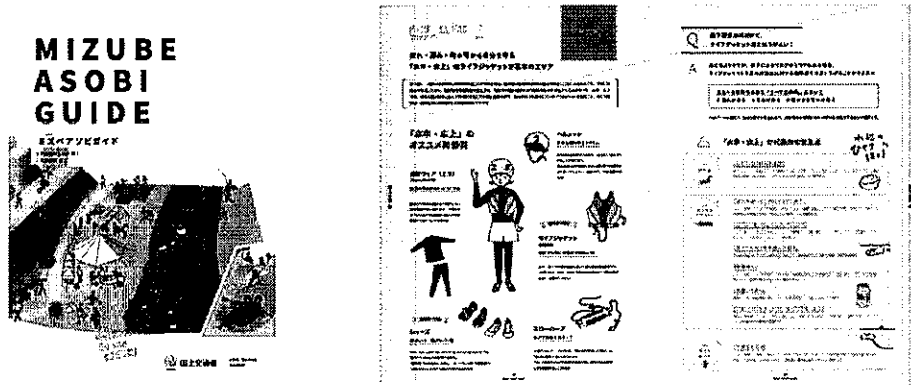
国土交通省においては、河川水難事故防止に向けて、別紙のパンフレット等による情報発信を行っておりますので、夏休み期間における河川水難事故防止の一層の普及啓発を図るため、貴省の関係機関へ情報提供して頂きますようお願いいたします。

参考資料

安全に楽しく川や水辺で活動するために活用を図っていただき、水難事故の防止にお役立ください。

① ～MIZUBE ASOBI GUIDE～(水管理・国土保全局 河川環境課 作成)

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/pdf/mizubeasobiguide.pdf>



② 小学生向け水難事故防止動画「リバーアドベンチャー ～川に魅せられし者たち～」(水管理・国土保全局 河川環境課 作成)

<https://www.youtube.com/watch?v=lrkZCm1110>



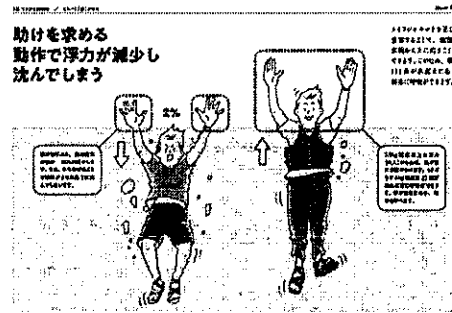
③ 「水辺の安全ハンドブック」((公財)河川財団 作成)

<https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid129.html>



④ No More 水難事故((公財)河川財団 作成)

<https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid324.html>



⑤ 川遊び安全ノート「えんじょいりバー」((公財)河川財団 作成)

http://www.kasen.or.jp/Portals/0/pdf_mizube/enjoyriver.pdf



⑥ 全国の水難事故マップ((公財)河川財団 作成)

<http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid118.html>



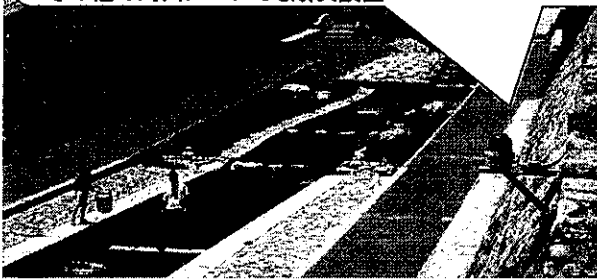
河川安全利用の取組

河川水難事故防止の取組の事例

○各地域において、看板や警報装置の設置が進んでいる。

■警報装置の設置

- 大雨・洪水注意報及び警報が発令されると回転灯が点灯。
- ・都賀川 14箇所設置(平成21年4月1日運用開始)
- ・その他の河川についても順次設置



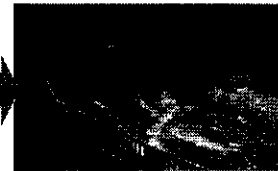
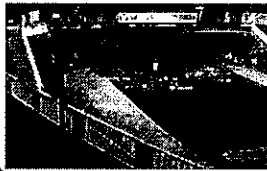
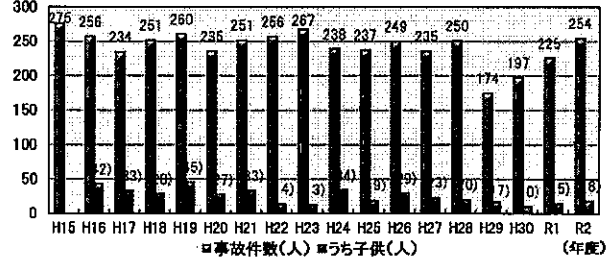
■看板の設置

設置場所に応じ記載内容を工夫



河川水難事故は毎年多発

(人) 河川における死者・行方不明者数(人)



○平成20年7月の都賀川水難事故では、児童3人を含む5人が死亡

○河川管理者だけでなくNPO等による啓発活動も実施されている。

RAC(NPO法人川に学ぶ体験活動協議会)※は、全国一斉1万人川の流れ体験キャンペーン(7月1日~8月31日)を実施。



※ 地域で活発に活動する市県団体やNPOが主体となり、人材育成や河川における体験活動を実施し、「川に学ぶ」社会の実現を目指す。(平成12年9月に任意団体設立。平成17年12月14日にNPO法人登録。)

もうすぐ夏本番！外出先での子どもの水の事故に御注意ください！
ー海水浴、水泳、釣り等で水辺へお出かけの際は、危険箇所等を事前に把握し、
水辺で遊ぶときはライフジャケットを必ず着用しましょうー

警察庁によると、海、川、プール等の水域で発生する水難は7～8月の夏期に集中し、中には子どもが死亡する事故も発生しています。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開設を取りやめる海水浴場もあり、ライフセーバーや監視員等の不在による救助の遅れなども懸念されます。

消費者庁では、関係機関から呼びかけられている水の事故防止のためのポイントをまとめましたので、水辺へのお出かけの前にぜひチェックしましょう。

子どもの水の事故を防止するためのポイント

海

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため開設しない海水浴場もありますが、ライフセーバーや監視員等がいるなど適切に安全管理が行われている海水浴場で、指定された遊泳エリア内であることを確認して泳ぎましょう。必要に応じて、ライフジャケットを使用しましょう。遊泳禁止となっている場所では、絶対に泳がないでください。
- 2 海の状況は、日ごと、時間ごとに変化します。風の向きや波の高さ、満潮か干潮かをしっかり確かめてから入りましょう。大人はKeep Watchを心がけ、子どもから目を離さずに手の届く範囲で見守りましょう。
- 3 離岸流に注意！発生しやすい場所や対処などを知っておきましょう。
 離岸流（リップカレント）とは、沖に向かって発生する強い流れのことです。日本ライフセービング協会（以下「JLA」という。）によると、海水浴場における溺水事故の自然要因の多くが離岸流によるものです¹。河口付近、堤防沿い等の人工物付近、岩場など離岸流が発生しやすい場所には入水しないでください（図1）²。

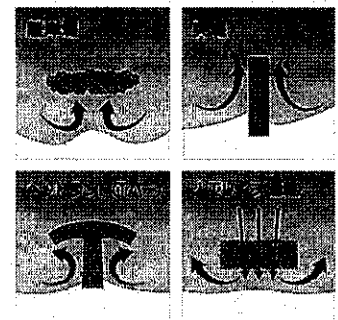


図1 離岸流の発生しやすい場所

¹ JLA ANNUAL REPORT2019

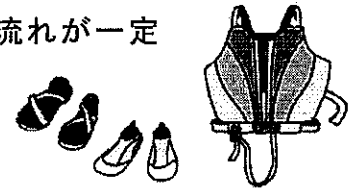
² JLA e-Lifesaving<事前学習>海編

<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/pre-learning/sea.html>

- 堤防などで釣りをする際にも、海への転落の危険があります。滑りにくく、かかとのある履物を履いていきましょう。ライフジャケットを正しく着用し、堤防の縁からのぞき込まないようにしましょう。立入禁止区域には絶対に入らないでください。

Ⅳ

- 川の流れは一見穏やかに見えても、地形などの影響で流れが一定ではないこともあります。事故の多くは穏やかそうな流れで起きています。必ず滑りにくく脱げにくいかかとのある履物を履き、ライフジャケットを着用して近づきましょう。



(ミズベアソビガイド)

- 今いる場所は晴れていても、上流などで雨が降ると、一気に水位が上昇し危険になることがあります。風雨、落雷等の天候不良時や上流で雨が降っているときなど、河川等が増水するおそれが高いときには、川に近づかないようにしましょう。ダムのある川では、事前に放流情報を確認し、サイレンが鳴ったらすぐに離れましょう。

ため池

釣りなどの目的でため池の敷地に入り、誤ってため池に転落して死亡する事故が発生しています。立入禁止となっている場所には絶対に立ち入らないでください。



(農林水産省)

プール

- 飛び込みやプールサイドからのジャンプは、重大な事故につながります。安全な入り方を知っておきましょう。禁止事項などが定められていたら必ず守りましょう。吸い込まれると危険なので、排水口には近づかないようにしましょう。
- 遊具や台などの下にもぐってはいけません。特に水上設置遊具を利用する際は、係員の指示に従い、適切な遊び方・注意事項・禁止事項を守りましょう(図2)³。
- 体調が優れない場合は遊ぶのはやめましょう。小さな子どもは、保護者や監督者が子どもの体調を確認しましょう。



図2 水上設置遊具チラシ

³ 経済産業省「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」を策定(令和2年12月25日)
<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225010/20201225010.html>

1. データで見る事故情報

(1) 水難の発生状況について（警察庁統計資料から）

警察庁「令和2年における水難の概況」⁴の平成28年から令和2年までの中学生以下の子どもの水難者数によると、小学生の水難が多く、死者・行方不明者数も小学生が多いことが分かりました。また水難者数も死者・行方不明者数も「7～8月」の夏期に多く発生しています（図3、図4）。

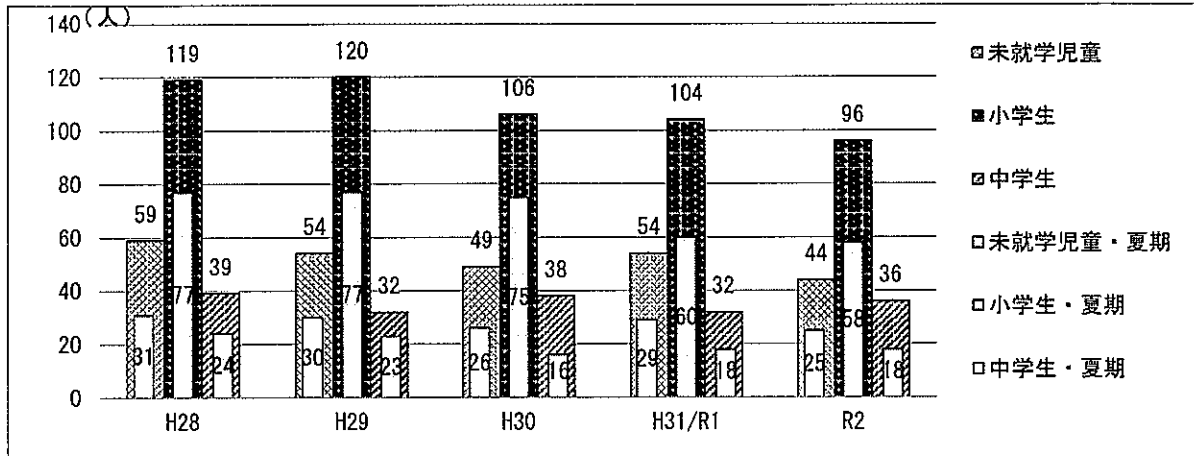


図3 中学生以下の水難者数

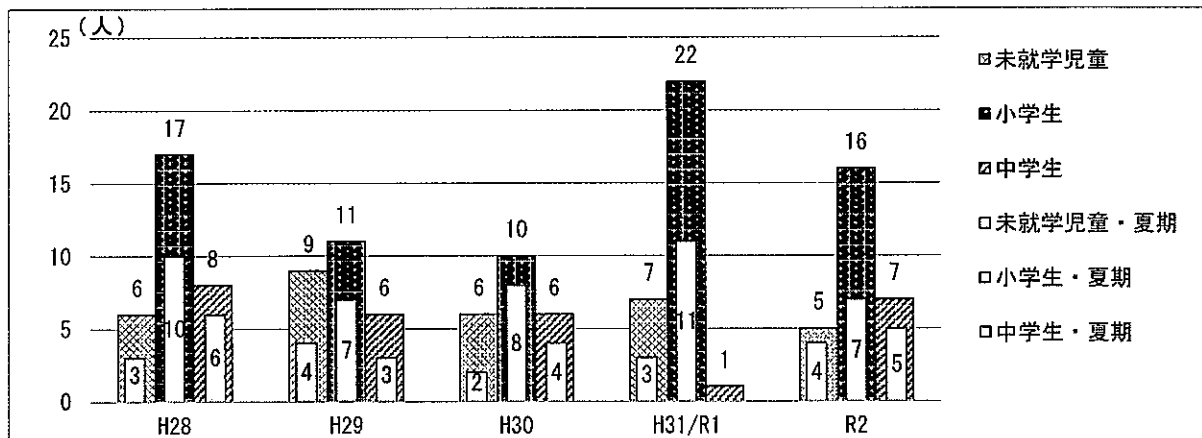


図4 中学生以下の水難における死者・行方不明者数

⁴ <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/sounan.html>

死者・行方不明者が発生した場所別に見てみると河川で多く発生していますが、夏期になると海の割合が高くなっています（図5）。

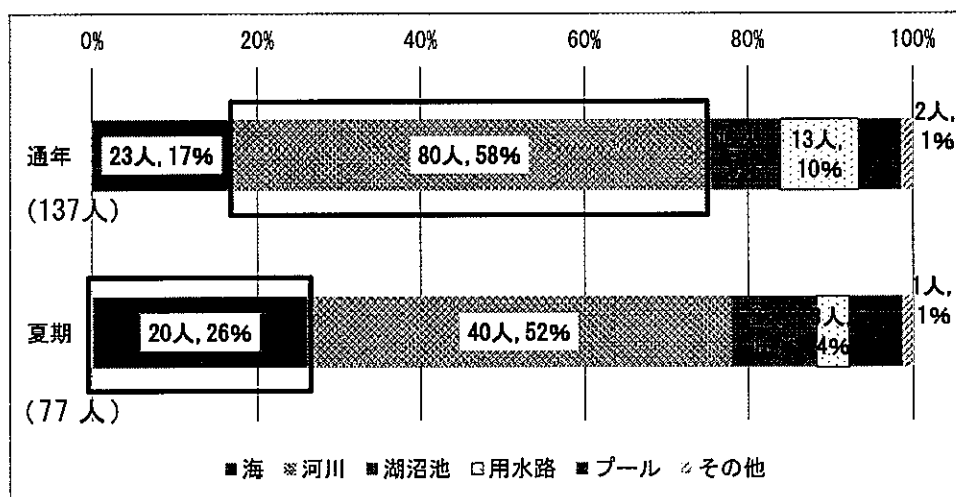


図5 中学生以下の場所別の死者・行方不明者数（H28～R2の累計）

死者・行方不明者が発生した行為別に見てみると水泳・水遊び中で多く発生し、夏期になるとその割合が高くなっています（図6）。

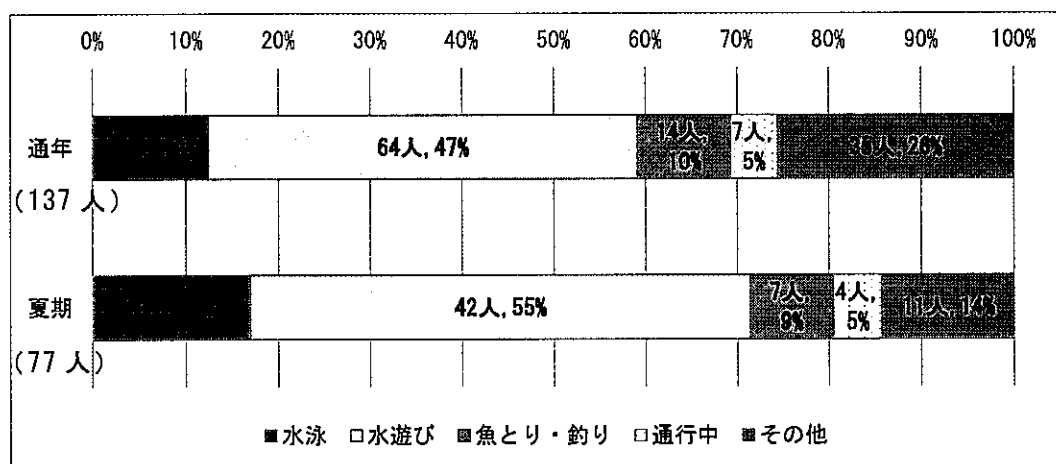


図6 中学生以下の行為別の死者・行方不明者数（H28～R2の累計）

また、令和2年夏期の特徴として、新型コロナウイルス感染症対策により不開設となった海水浴場での水難者数は52人で、うち死者・行方不明者数は10人でした（全年齢層）。死者・行方不明者（全年齢層）について、発生した場所別に見ると、河川が大きく増加していました。

(2) 海の事故の発生状況について（海上保安庁統計資料から）

海上保安庁「子供の海の事故発生状況と当庁の取り組み」⁵の平成23年から令和2年までの12歳未満の子どものマリレジャーに伴う海浜事故発生状況によると、遊泳中と釣り中の事故で約8割を占めます（図7）。

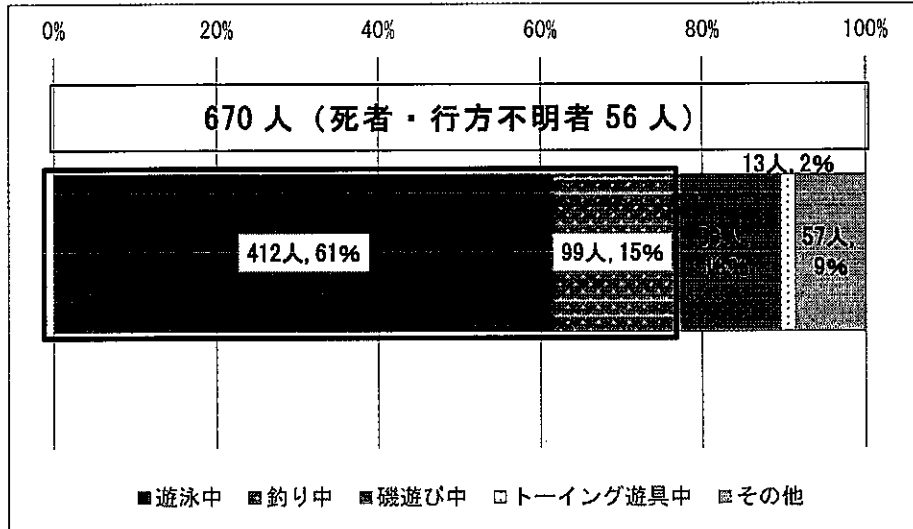


図7 マリレジャーに伴う海浜事故活動内容別発生状況（H23～R2の累計）

遊泳中と釣り中の事故を月別に見ると、遊泳中の事故は7～8月に、釣り中の事故は5月に急増しています（図8）。

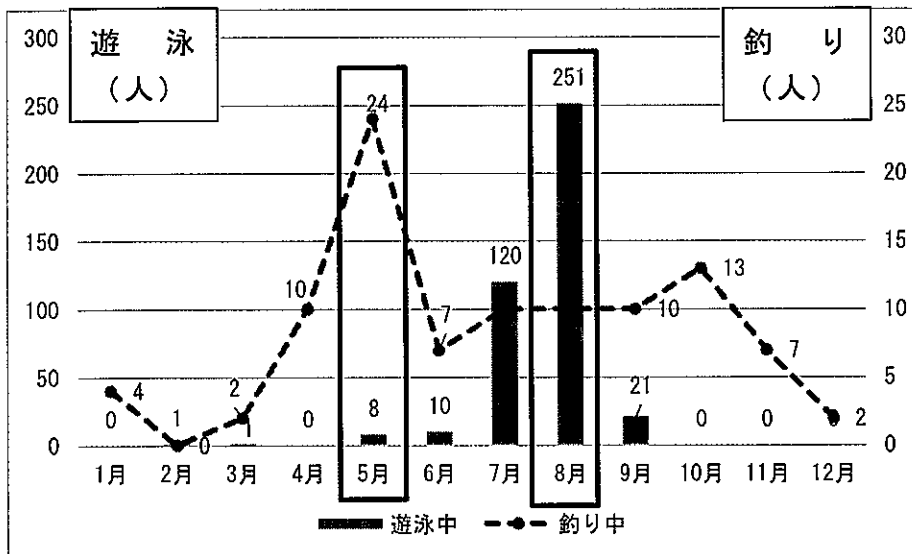


図8 遊泳中及び釣り中の事故・月別発生状況（H23～R2の累計）

⁵ 令和2年度「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」資料
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/review_meeting_001/023406.html

遊泳中と釣り中の事故発生の背景要因別に見ると、遊泳中も釣り中も年齢が下がるほど、保護責任者の監督が不十分な時に発生する事故の割合が増加しています（図9、図10）。

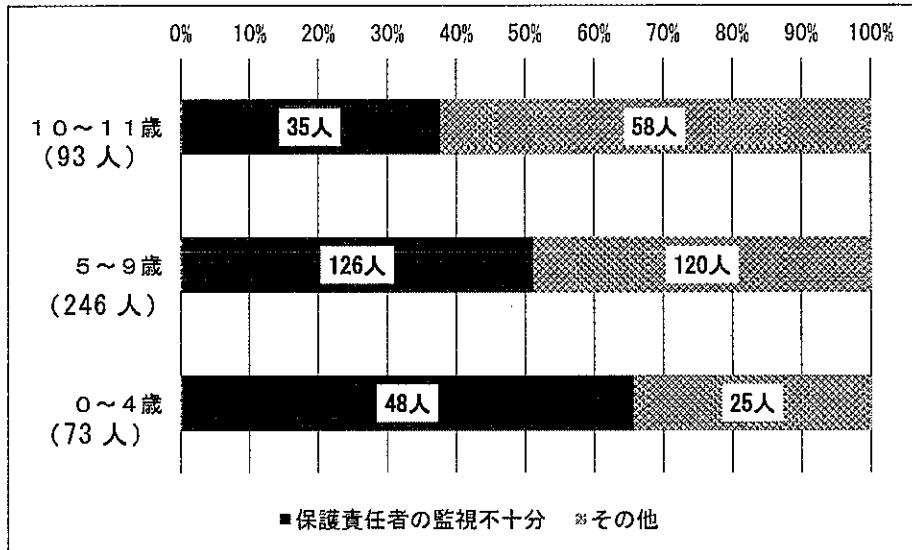


図9 遊泳中の事故の背景要因別発生状況（H23～R2の累計）

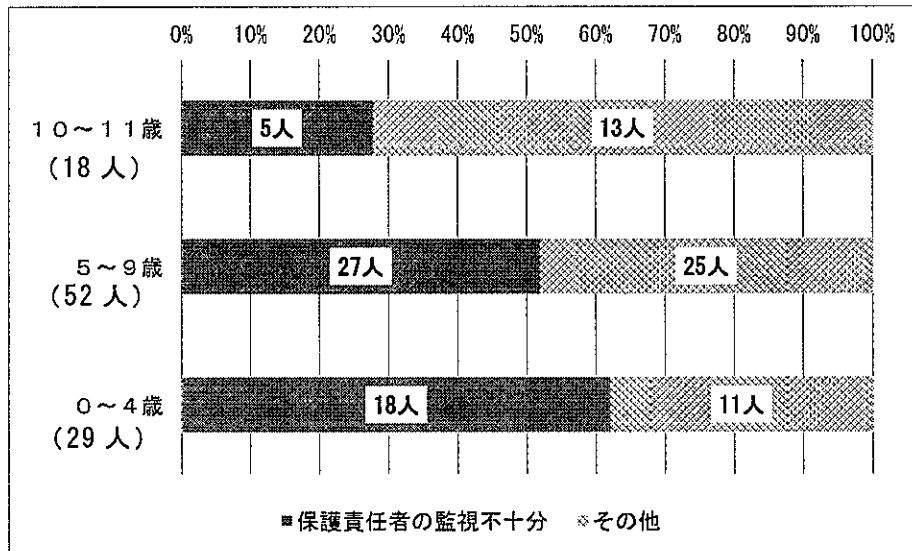


図10 釣り中の事故の背景要因別発生状況（H23～R2の累計）

遊泳中の事故 412 人のうち、溺水が 233 人（57%）、帰還不能（漂流、孤立等により保護が可能な陸岸に戻れない状態となった場合をいう。）が 158 人（38%）を占めていました。

また、釣り中の事故 99 人のうち、90 人（91%）が海中転落でした（図 11）。

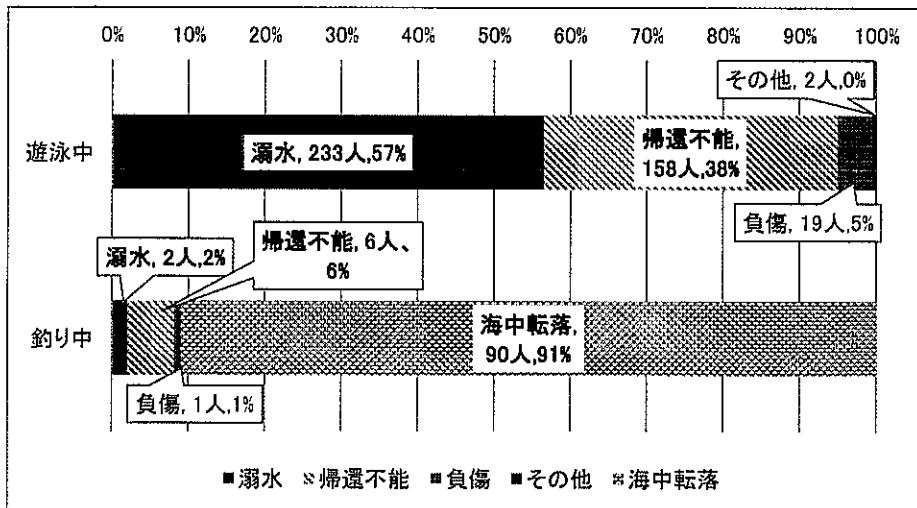


図 11 遊泳中及び釣り中の事故内容別発生状況（H23～R2 の累計）

遊泳中の事故の発生場所を見てみると、半数近くが遊泳可能な海水浴場以外の海域で発生しています（図 12）。

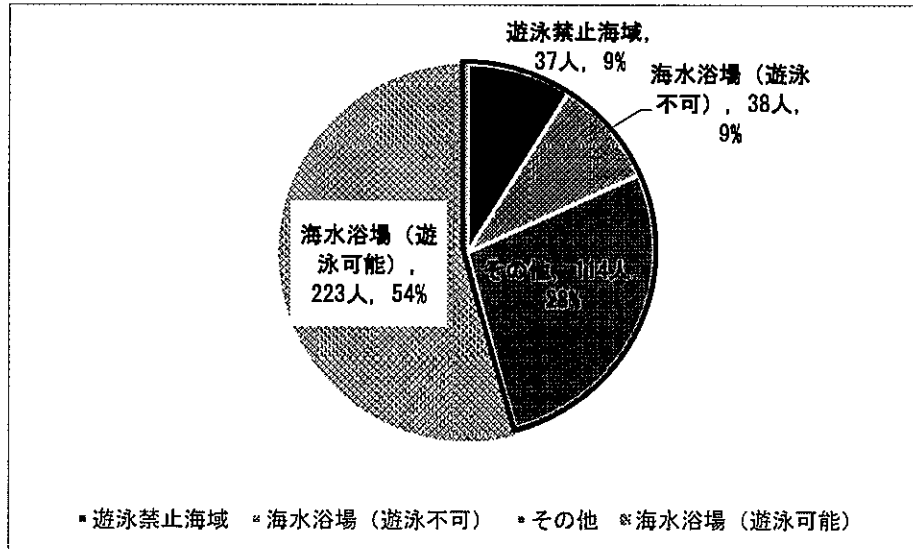


図 12 遊泳中の事故の発生場所別の割合（H23～R2 の累計）

釣り中に海中転落した事故者 90 人のライフジャケットの着用状況を見てみると、ライフジャケットの着用率は低く、死亡に至った4人は全てライフジャケット非着用でした（図 13）。

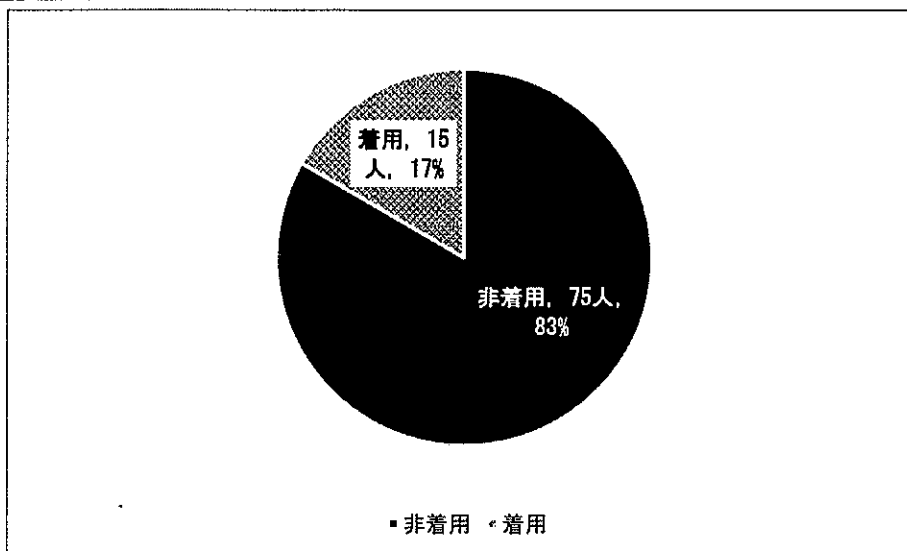


図 13 釣り中に海中転落した事故者のライフジャケット着用状況
(H23～R2 の累計)

2. 主な事故事例

【事例 1 / 海での事故①】

河口付近で遊泳中の男児 2 名が沖に流され、これに気付いた父親と付近で泳いでいた男性が救助に向かうも同様に沖に流されてしまい、計 4 名が行方不明となった。その後、4 名は発見されるも死亡が確認された。なお、4 名とも救命胴衣非着用であった。

(海上保安庁、事故発生：平成 29 年 8 月、死亡)

【事例 2 / 海での事故②】

防波堤で釣り中に男児が誤って海中転落し、父親が救助のため海中に飛び込み、2 名とも救助船により救助されたもの。なお、2 名とも救命胴衣未着用であった。

(海上保安庁、事故発生：平成 31 年 4 月)

【事例 3 / 河川での事故①】

中学生数名が河川で遊んでいたところ、女子中学生 2 名が川に流され、捜索していた警察官が川底で発見した。

(警察庁、事故発生：令和 2 年 8 月、死亡)

【事例 4 / 河川での事故②】

男子小学生が弟と自宅を出たまま行方不明となり、捜索していた消防署員が河川内で男子小学生を発見した。一緒に行方不明だった弟は、河川で発見救助された。

(警察庁、事故発生：令和 2 年 5 月、死亡)

【事例 5 / 河川での事故③】

4 人家族のうち、子ども 2 人が川遊びをしているうち、1 人が流された。助けようとした親は流され死亡。子どもはライフジャケットを着用しており、近くにいた人に助けられた。親は未着用だった。

(国土交通省、事故発生：不明、死亡)

【事例 6 / プールでの事故①】

プール内に設置しているエア遊具の下に、児童が入り込んでいる状態で発見され、搬送先の病院で死亡。

(消費者安全法第 12 条第 1 項の規定に基づき通知された重大事故等、事故発生：令和元年 8 月、死亡)

【事例 7 / プールでの事故②】

保護者と一緒に公園の屋外プールへ出かけた。子ども用プールにいたのを保護者が確認し、その後 2～3 分間荷物を置くために目を離れたところ、気付いた時には、隣にある大人用のプールでうつ伏せに浮いていた。子ども用プールは足がつく程度の浅いプールであったため、浮き輪等は持っていなかった。すぐにプールから引き上げ、気道確保すると直後に嘔吐し、すぐに泣き出した。

(医療機関ネットワーク事業⁶、事故発生：平成 26 年 8 月、3 歳、要入院)

⁶ 「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関（令和 3 年 5 月 31 日時点で 30 機関）から事故情報を収集し、事故の再発防止にいかすことを目的とした、消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業（平成 22 年 12 月運用開始）。ただし、医療機関数は変動している。

3. 保護者の皆様へ、事故防止のためのアドバイス

(1) 海

- ① ライフセーバーや監視員等がいるなど適切な安全管理が行われている海水浴場で、指定された遊泳エリア内であることを確認して泳ぎましょう。必要に応じて、ライフジャケットを使用しましょう。遊泳禁止となっている場所では、絶対に泳がないでください。

令和2年の夏は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年であれば、海水浴場として開設されている場所が開設を取りやめるケースが多くみられました。開設されていない海水浴場では、適切な安全管理が行われず、ライフセーバーや監視員等の不在による救助の遅れや、遊泳区域が設定されていないことによる、水上オートバイ等と遊泳者の接触事故の発生が懸念されます。事前に海水浴場が存在する地方自治体のホームページ等で公開されている開設されている海水浴場に関する最新情報を入手し、遊泳区域内で安全に海水浴を楽しみましょう⁷。

遊泳エリアには、旗(エリアフラッグ)が立てられ、遊泳区域を示すブイロープが張られています(図14)⁷<後記参考1>。津波など緊急時に振られる緊急避難フラッグもあります。緊急避難フラッグが振られたら、ライフセーバー等の指示に従い、陸に上がり避難しましょう。

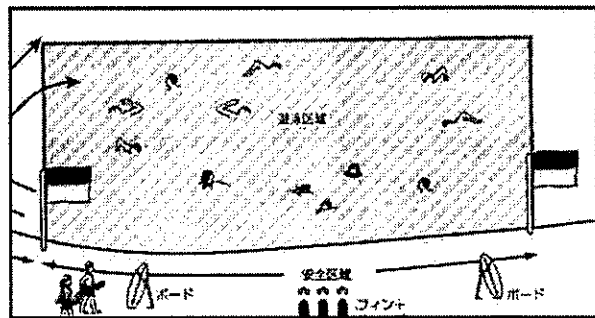


図14 エリアフラッグ及びブイロープによる遊泳区域の例

- ② 海の状況は、日ごと、時間ごとに変化します。風の向きや波の高さ、満潮か干潮かをしっかり確かめてから入りましょう。大人はKeep Watchを心がけ、子どもから目を離さずに手の届く範囲で見守りましょう(図15)⁸。



図15 水辺では必ず見守る

- ・子どもは危険が近づいていても察知することができません。思いがけず小さな波でも足をすくわれ、溺れることがあります。
- ・飲酒すると判断力が鈍くなり、溺れやすくなるとともに、溺れたときの死亡率も高くなりますので、「飲んだら泳がない」を徹底しましょう⁷。



Keep Watch目を離さない

一人一人がライフセーバーです。「Keep Watch」子どもから目を離さないでください。

(JLA 海岸利用啓発ポスター)

⁷ 海上保安庁ウォーターセーフティガイド(遊泳編)

⁸ JLA ジュニアライフセービングテキストブック

・海に行く前に、あらかじめ天気や潮の満ち引き等を調べておきましょう。遊泳中、天気が悪くなると、強い風や落雷、高波による危険が増したり、海のそばでも波が打ち寄せ通ることができなくなる場所や、潮が引いているときには浅瀬でも、潮が満ちると歩いて帰れなくなる場所があります¹⁰。潮汐は海上保安庁ウェブサイトの潮汐推算のページ⁹から確認できます。



気象や遊泳情報を知る
必ずその日の気象状況と風や波の情報や、泳いで良い場所なのか調べましょう。

(JLA 海岸利用啓発ポスター)

<p>▶ 海の安全情報</p> <p>全国各地の灯台やライブカメラなどで観測した風向、風速、波高などの「海の安全情報」をリアルタイムに提供しています。</p>	 <p>パソコン用</p>	 <p>スマートフォン用</p>	<p>▶ 海難速報</p> <p>海上保安庁が広報した海難の概要を毎日掲載しています。</p> 
--	--	---	--

③ 離岸流に注意！発生しやすい場所や対処などを知っておきましょう。

離岸流（リップカレント）（図16）¹⁰とは、沖に向かって発生する強い流れのことです。JLAによると、海水浴場における溺水事故の自然要因の多くが離岸流によるものです。離岸流はとても強い流れのため、一旦この流れに巻き込まれてしまうと、気が付かないうちに沖まで流されてしまい大変危険です。



図16 離岸流

(リップカレント)

河口付近、堤防沿い等の人工物付近、岩場など離岸流が発生しやすい場所には入水しないでください（図1再掲）。

もし、離岸流に流されてしまっても落ち着いてパニックを起こすことなく横に移動して流れから逃げましょう。

* 離岸流のある場所の特徴

- ・周りと違って濁った色に見え、波が砕けにくい
- ・浮き輪などの浮遊物、波の白い泡や海藻、ゴミなどが集まって沖へ流れる

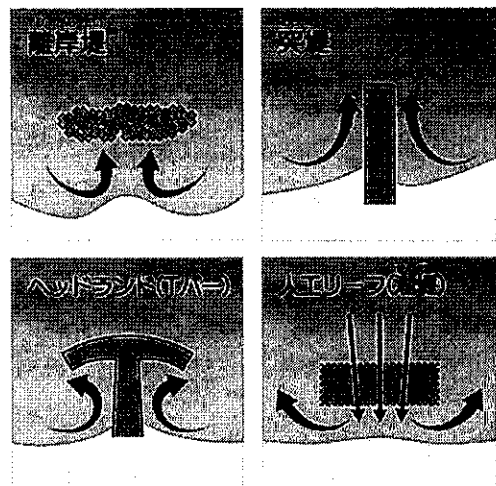


図1 離岸流の発生しやすい場所 (再掲)

また、フロートなどの大きな浮き具は風の影響を受けやすいので、風に流されないよう注意しましょう<後記参考3>。フロート遊具は対象年齢を守り、ライフジャケットを体に合わせて正しく着用させてから遊びましょう。保護者はフロートに乗った子どもから手を離さ

⁹ https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/tide_pred/index.htm

¹⁰ JLA 離岸流啓発ポスター

<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/assets/pdf/materials/poster01.pdf>

ず、フロートの上で立ったり座ったりするときは慎重にさせ、取っ手がある場合はしっかりつかまるように教えましょう。

また、ビーチボール等が沖に流されても、無理して追わないでください。

- ④ 堤防などで釣りをする際にも、海への転落の危険があります。滑りにくく、かかとのある履物を履いていきましょう。堤防には離岸流が発生していることがあります。万が一落ちてしまったときのためにライフジャケットを着用し、堤防の縁からのぞき込まないようにしましょう。立入禁止区域には絶対に入らないでください。



子どもが水域でのレジャー活動等をする際は、必ずライフジャケット等を正しく着用させましょう。ライフジャケットの着用は水中で呼吸を確保する最も有効な手段です<後記参考2>。



自分で自分を守る

浮く物やライフジャケット、簡易的な応急手当ができる準備をしましょう。

(JLA 海岸利用啓発ポスター)

念のために、ペットボトル、クーラーボックスなど、浮き具として使えるものを確認しておきましょう。岩場では生き物の観察が楽しめますが、滑りやすい上、流れが複雑なので水に入らないようにしましょう。岩場でもライフジャケットを着用しておくことが大切です。

(2) 川

- ① 川の流れは一見穏やかに見えても、地形などの影響で流れが一定ではないこともあります。事故の多くは穏やかそうな流れで起きています。必ず滑りにくく脱げにくいかかとのある履物を履き、水面でも楽に呼吸ができるようにライフジャケットを着用して近づきましょう(図17)¹¹。

また、帽子やサンダルなどが流された場合、決して拾いに行かないでください。

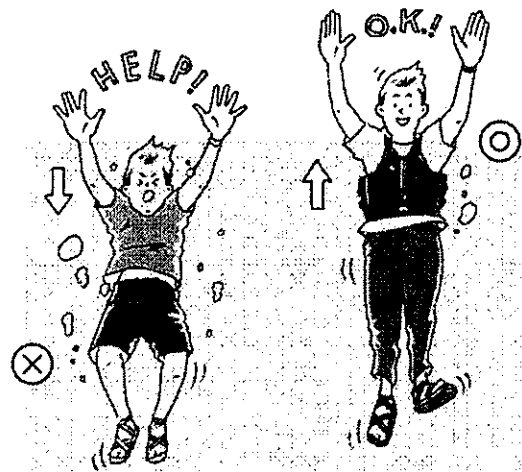


図 17 ライフジャケットを正しく着用することで、常に呼吸ができる

¹¹ 河川財団「水辺の安全ハンドブック」から

流れがあり、足がつきそうな場所で立とうとすると足が岩の隙間に挟まれることがあります危険です！流されそうになったら、膝からつま先を水面から出して下流に向けて（図 18）¹¹、流れの緩いところまで避難しましょう。

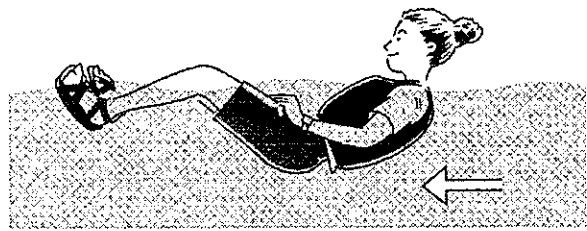


図 18 川で流されたときの姿勢

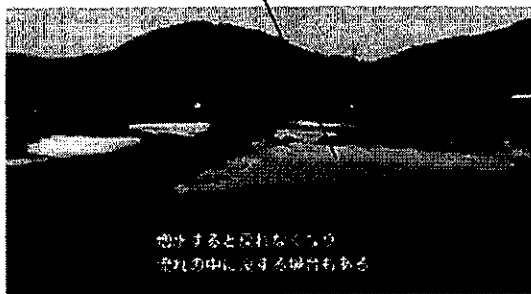
- ② 今いる場所は晴れていても、上流などで雨が降ると、一気に水位が上昇し危険になることがあります。**風雨、落雷等の天候不良時や上流で雨が降っているときなど、河川等が増水するおそれが高いときには、川に近づかないようにしましょう。ダムのある川では、事前に放流情報を確認し、サイレンが鳴ったらすぐに離れましょう。**



（国土交通省）

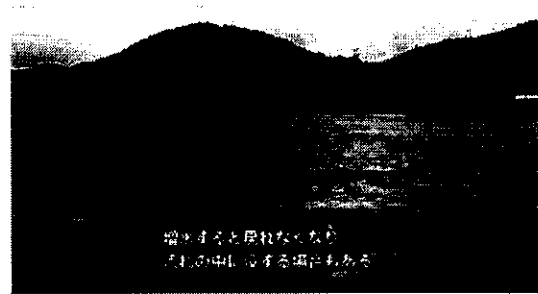
中州や、植物の生えていない河原は水量が増えたときに水没のおそれがあります。テントは絶対に張らないでください（図 19）¹²。雨が降ったときは、橋の下での雨宿りは大変危険です。

川原の草が生えていないところは、増水時に水が流れていることの証



増水すると戻れなくなり
流れの中に流される場がある

増水前の川



増水すると戻れなくなり
流れの中に流される場がある

増水後の川

図 19 急に増水する川

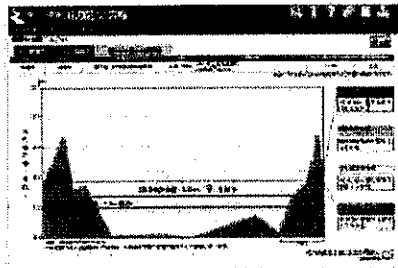
次のような場合は川の水が急に増えるサインですので、すぐに避難しましょう。

- ・水が流れてくる方の空に黒い雲が見えたとき
- ・落ち葉や流木、ゴミが流れてきたとき
- ・雨が降り始めたとき
- ・雷が聞こえたとき

¹² 河川財団「No More 水難事故 2020」から

夏は積乱雲が発生しやすく、積乱雲による局地的な大雨では、急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、降り始めから十数分間程度で河川が増水することがあり、避難が遅れると流されてしまう危険があります。

川の防災情報などは国土交通省「川の防災情報」ウェブサイト等で事前にチェックしましょう。全国の水難事故マップも参考に。



川の防災情報（国土交通省）

全国のリアルタイム雨量・水位等の情報を提供しています。

www.river.go.jp



全国の水難事故マップ

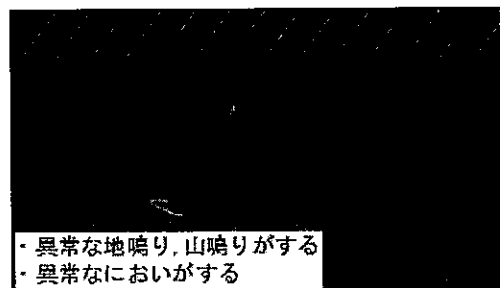
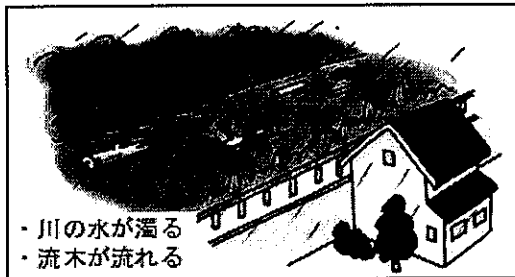
2003年以降の全国の河川で発生した水難事故の内、報道等で把握できた事故の発生箇所と発生状況等を地図上に表示。



www.kasen.or.jp/mizube/tabid118.html

((公財) 河川財団 No More 水難事故 2020)

③ 大雨が降っているときや降ったあとに、土石流が発生する可能性があります。次のような土石流の前兆現象を確認したら、すぐに川や沢から離れて、少しでも高い場所などに避難してください。



土石流の前兆現象のイメージ

(3) ため池

釣りなどの目的でため池の敷地に入り、誤ってため池に転落して死亡する事故が発生しています。立入禁止となっている場所には絶対に立ち入らないでください。

ため池の斜面は滑りやすくなっていたり、急に深くなっていたりするところもあるため、危険です。

ため池で遊ばないように日頃から子どもと話しておきましょう。



(農林水産省)

(4) プール¹³

① 飛び込みやプールサイドからのジャンプは、重大な事故につながります。安全な入り方を知っておきましょう(図20)¹⁴。禁止事項などが定められていたら必ず守りましょう。吸い込まれると危険なので、排水口には近づかないようにしましょう(図21)¹⁴。

保護者や監督者がしっかりと子どもに言い聞かせましょう。

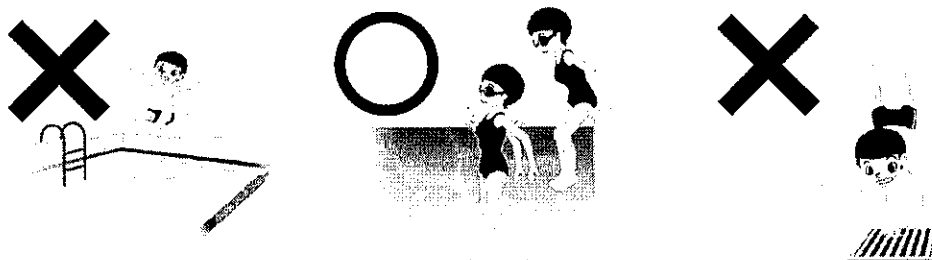


図20 プールサイドからのジャンプと正しい入水 図21 排水溝に近づく

¹³ JLA 「e-Lifesaving<事前学習>プール編」を参考に記載
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/pre-learning/index.html>

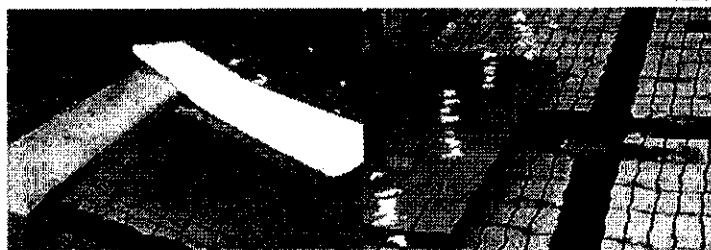
¹⁴ 学校安全フリーイラスト集
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/download/tabid/1659/Default.aspx

- ② 遊具や台などの下にもぐってはいけません。特に水上設置遊具を利用する際は、係員の指示に従い、適切な遊び方・注意事項・禁止事項を守りましょう（図2再掲）。

遊具や台などの下は、意図せず潜り込んでしまうと、抜け出すことが困難となる場合があります大変危険です。また、水上遊具上から落水する時の姿勢及び落水後の動作によっては、水面に浮上せず、意図せず遊具下へ潜り込んでしまうことがあります。



図2 水上設置
遊具チラシ（再掲）



(JLA e-Lifesaving)

- ③ 体調が優れない場合は遊ぶのはやめましょう。小さな子どもは、保護者や監督者が子どもの体調を確認しましょう。

十分なウォーミングアップとクーリングダウンはケガや溺れの防止に有効です。

<参考1> ライフセーバーの使うサインフラッグについて

ライフセーバーの使うサインフラッグ（図22）¹⁵には、遊泳可能を示すブルーフラッグや遊泳注意を示すイエローフラッグ、また緊急時に避難することを示す緊急避難フラッグなどがあります。サインフラッグを覚えておきましょう。海水浴場によって使用状況が異なる場合がありますので、必ず地域のルールを確認しましょう。

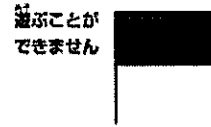
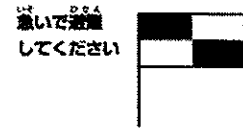
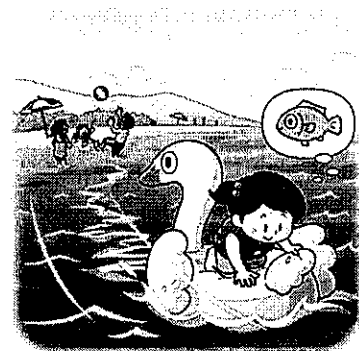


図 22 サインフラッグの例

<参考2> フロート遊具について

子どもが海で使用するフロート遊具は、風による影響を受けやすい遊具です。特に形状が立体的で表面積が大きいものほど風の影響を受けやすいことが分かっています。

過去には、フロート遊具に乗った子どもが陸からの風により沖に向かって流されたのち、溺れてしまった事故も発生しています。風の強い日は使用を控えましょう。



（独）国民生活センターが実施したテストでは、風速2～4 m/s程度の風が断続的に吹いている状態でも、約0.6m/s（2.2 km/h）でフロート遊具（長さ約130cm×幅約102cm×高さ約99cmの鳥型）が漂流することがあり、大人が水に入って駆け寄っても、水深が増すにつれて移動速度が遅くなり追いつけないことがありました（図23）。

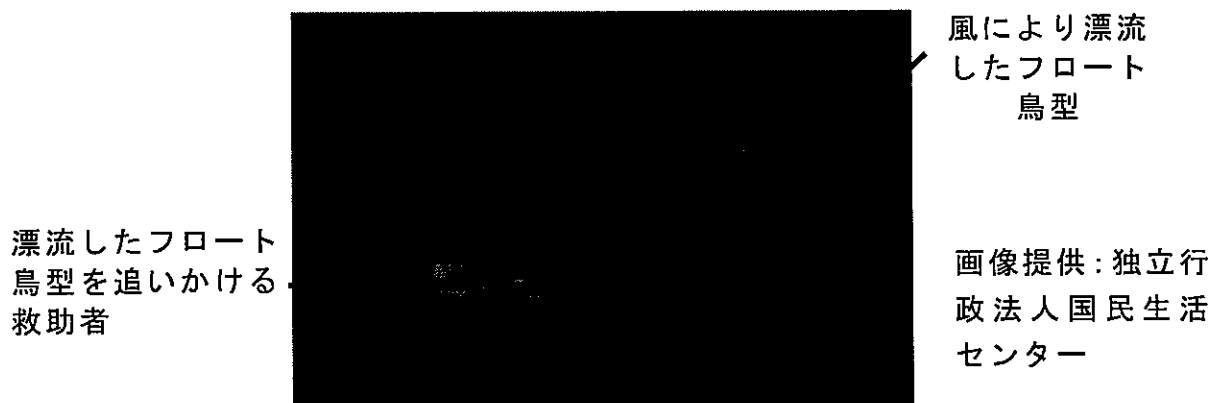


図 23 海水浴場でのテスト風景

¹⁵ JLA e-Lifesaving<みんなで考えよう>海のできごと
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/think/>

<参考3> ライフジャケットの着用方法とマークについて

ライフジャケットは正しく着用しないと効果が見込めない場合があります。体格やサイズに合ったライフジャケットを選び（子どもは「幼児用」「子ども用」などがあります。）、ファスナーを絞め、サイドのストラップベルト等で確実に体にフィットさせ（子どもはフィットしにくいいため、股下ベルトを確実に締めましょう。）、垂直方向にライフジャケットを引っ張って、ずり上がらないか確認しましょう。

正しく着用せず体にフィットしていない場合、ライフジャケットだけが浮いて、溺れそうになってしまうことがあります（図 24）¹⁶。

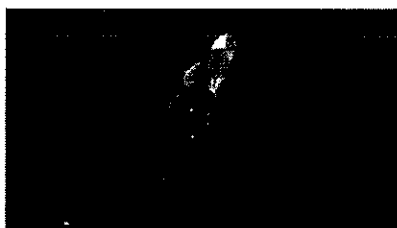


図 24 ライフジャケットを正しく着用しない場合

ライフジャケットを選ぶ際は、公的検査機関によって機能が担保されているマーク付きのものを目安にしましょう。

	<p>【桜マーク】 小型船舶の法定備品として要求される基準を満たすライフジャケットに表示されているマーク。国土交通省の型式承認を受け、検定機関による検定に合格したことを示す。</p>
	<p>【CSマーク】 関係機関・救命胴衣製造事業者などにより構成された技術委員会が制定した基準をもとに、日本小型船舶検査機構が実施する性能鑑定に合格したことを示すマーク。</p>

表 1 公的検査機関によるマークの例

上記以外に、団体独自の認定ガイドラインにより製造者が自己認証したマーク付きのものがあります。

	<p>【RAC川育ライフジャケット認定マーク】 NPO法人川に学ぶ体験活動協議会（RAC）が定めた「RAC川育ライフジャケット認定規則」に基づき、製造者が自己認証したものをRACが認定した製品に表示されているマーク。</p>
--	--

表 2 自己認証によるマークの例

¹⁶ JLA e-Lifesaving<みんなで考えよう>海でのできごと
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/think/>

<参考 4 >

水の事故防止を目的とした資料、ウェブサイト、学習動画等のコンテンツはウェブサイト上に豊富に存在しています。その一部をとりまとめましたので、水辺に出かける前に、安全に楽しく遊ぶためにどのようなことに注意すれば良いか、家族で話し合ってみましょう。

(1) 水の事故全般に関する参考資料等

警察庁「令和2年における水難の概況」

https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/chiiki/R02suinan_gaikyou.pdf

警察庁「令和2年夏期における水難の概況」

https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/chiiki/R2_kaki_suinan.pdf

政府広報「水の事故、山の事故を防いで 海、川、山を安全に楽しむために」

(令和3年7月1日)

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201407/3.html>

(公財) 日本ライフセービング協会「e-Lifesaving」

<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>

(2) 海の事故防止に関する参考資料等

消費者庁・海上保安庁・(独) 国民生活センター「海水浴での「フロート使用中の事故」に気を付けましょう！」(令和元年7月17日)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_022/

海上保安庁「子供の海の事故発生状況と当庁の取り組み」(令和3年3月)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/assets/consumer_safety_cms205_210305_10.pdf

海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」



The graphic features a central title "WATER ACTIVITY" with a lifebuoy icon above it. Below the title are six square images representing different water activities: a person on a water scooter, a person swimming, a person in a kayak, a person on a stand-up paddleboard (SUP), a person in a motorboat, and a person fishing. Below these images is a warning triangle icon, a QR code, and a search button.

WATER ACTIVITY

水上オートバイ 遊泳 カヌー

SUP スタンドアップパドルボード ミニボート 釣り

これら6つのアクティビティ毎に安全情報を掲載しています。是非ご覧ください。

ウォーターセーフティガイド 検索

https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/marinesafety/00_totalsafety.html

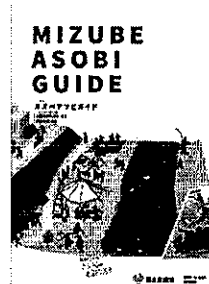
政府広報「海のプロにきく“遊泳時4つの心得”」(令和2年7月10日)

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg20942.html>

(3) 河川等の事故防止に関する参考資料等

国土交通省「～MIZUBE ASOBI GUIDE～（水辺の楽しみ方 編・安全対策 編）」

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/pdf/mizubeasobiguide.pdf>



国土交通省「小学生向け水難事故防止動画 「リバーアドベンチャー ～川に魅せられし者たち～」」

<https://www.youtube.com/watch?v=IrikZCm1110>



国土交通省「河川水難事故防止！「川で遊ぶ前に」」

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/enzen/index1.html>

(公財) 河川財団「水辺の安全ハンドブック」

<https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid129.html>



(公財) 河川財団「No More 水難事故」

<https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid324.html>



農林水産省「ため池の安全対策」

https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/index.html#tameike_zenen_taisaku

(4) プールの事故防止に関する参考資料等

(公財) 日本ライフセービング協会「プールで事故を起こさないために」

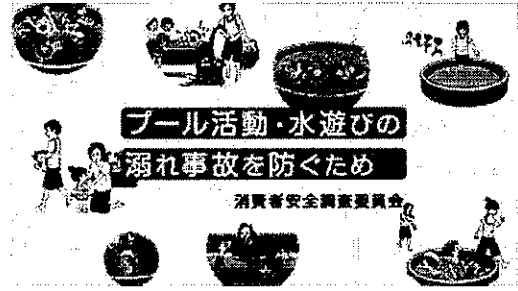
<https://jla-lifesaving.or.jp/watersafety/pool/>

消費者安全調査委員会「水上設置遊具による溺水事故」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/

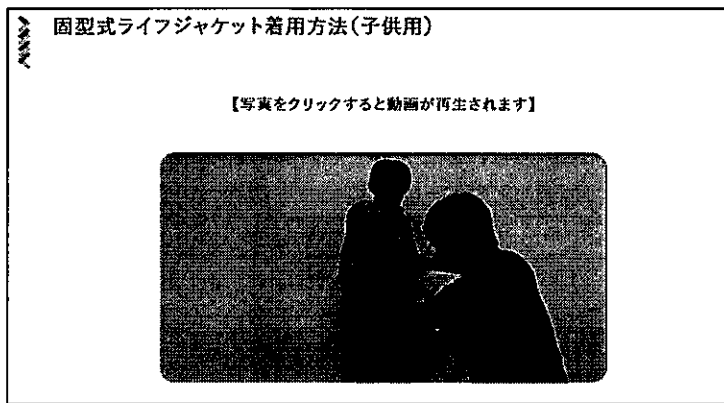
消費者安全調査委員会「動画「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/movie_001/



(5) ライフジャケットに関する参考資料等

海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」内、ライフジャケット



https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/fishing/11_life/index.html

(一社)日本釣用品工業会「ライフジャケット 推奨表・ガイドライン」

<http://www.jaftma.or.jp/standard/lj/index.html>



(一社)日本釣用品工業会「つりの基本とまめ知識 すきすきフィッシング」

<http://www.jaftma.or.jp/sf/>



(公財) 日本マリンスポーツ財団「WEAR IT!
ライフジャケットを着よう!プロジェクト」
<https://www.wearit.jp/>



海の「もしも」は118番(海上保安庁)
(聴覚や発話に障がいのある方はNET118を御利用ください)

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL: 03 (3507) 9200 (直通)

FAX: 03 (3507) 9290

URL: <https://www.caa.go.jp/>

消費者庁

「子どもを事故から守る! 事故防止ポータル」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_002/



間違い電話が急増中!
本当に困っている人の電話が繋がりません。

海での「事件・事故」は **118** 番

※海上保安庁の緊急通報用番号です。



うみまる

消費者ホットライン **188** 番

※お近くの消費生活相談窓口
をご案内します。



イヤヤン



消費者ホットライン 188

イメージキャラクター

イヤヤン